社団法人 日本気象学会 2012 年度 臨時総会資料

議案1 公益社団法人日本気象学会定款(案)(2012年5月28日総会決議)の 一部修正について

議案2 公益社団法人日本気象学会細則(案)(2012年5月28日総会決議)の 一部修正について

説明資料1 定款案および細則案に対する公益認定等委員会指摘事項

説明資料2 現行案と修正案の対照表

日時:2012年12月26日(水) 12:00~13:00

場所:気象庁

議案 1 公益社団法人日本気象学会定款(案)(2012年5月28日総会決議)の 一部修正について

標記定款(案)中第26条第1項及び第2項、第28条第4項並びに第38条第1項を次のとおり修正する。

- 第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を補欠として選任することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。
- 2 役員が欠けた場合又は第21条で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期 の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就 任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第28条

- 4 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を 理事会に報告しなければならない。
- 第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は第2章で定めた学会の目的を達するための事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産であり、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

議案2 公益社団法人日本気象学会細則(案)(2012年5月28日総会決議)の 一部修正について

標記細則(案)中第23条及び第24条を次のとおり修正する。

- 第23条 定款第26条第1項に規定する役員の欠員の補欠の選任は、理事又は 監事の在任者が、定款第21条において定めた定数を下回った場合に行う。
- 第24条 理事会は、社員総会に補欠の役員候補者につき議案を提出する際には、 第22条に基づき実施された役員候補者選挙の結果等を勘案するものとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了時まで とする。

説明資料 1 定款案および細則案に対する公益認定等委員会指摘事項

1. 定款案第26条1項

現行定款案では、補欠として選任するのか普通に選任するのか不明である。 同第25条3項によれば、補欠として選任し、その任期を短縮させる意図が読み 取れることから、第26条1項は「補欠として」選任する場合であることを明確 にする必要がある(関連法規:一般社団・財団法人法第66条及び第67条2項)。

2. 定款案第26条2項

退任した役員がなお権利義務を有するのは、役員が欠けた場合又は役員の員数が欠けた場合に限られている(一般社団・財団法人法第75条1項)。本法人の場合、理事が14名以下、監事がゼロになった場合が該当する。

現行案にある「欠員が生じた場合」を、本法人が一般社団・財団法人法と同じ意味で使用していれば問題ないが、現行細則案第23条をみると、欠員補充は(定款上の定員の範囲内で)理事会が定めた定数を下回った場合に行うことが読み取れることから、法律上適用できないケースも含めて任期を短縮しようとしていることになり、不適切であることから、修正が必要である。

3. 定款案第28条4項

一般社団・財団法人法法人法第91条2項における表現と平仄を合わせる必要があることから、「毎事業年度に」を削除する。

4. 定款案第38条1項

社団法人については基本財産について定めた根拠法令はないが、財団法人では、単に「毎年度の財産目録に基本財産と表示する財産」とだけ定款に定めるのは不適切としており (FAQVI3200注1)、社団法人についてもあまり望ましい定め方ではない。

本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会(又は総会)で定めた財産を基本財産とすると修正する必要がある。

5. 細則案第23条及び第24条

定款案の修正指摘事項に関連する、細則案の関連条文を修正する必要がある。

説明資料2 現行案と修正案対照表

定款案

現行案

(欠員)

- 第26条 役員に欠員が生じた場合に は、新たに役員を<u>選任</u>することがで きる。この場合、その手続きについ ては、第22条第1号を準用する。
- 2 役員<u>に欠員が生じた</u>場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 略

第28条

$1 \sim 3$ 略

4 理事長及び業務執行理事は、<u>毎事業年度に</u>3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(資産の種類)

第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。<u>基本財産は</u>、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

$2\sim3$ 略

(欠員)

第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を<u>補欠として選任</u>することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。

修正案

2 役員<u>が欠けた場合又は第21条で定めた役員の員数が欠けた</u>場合には、 任期の満了又は辞任により退任した 役員は、それぞれ新たに選任された 役員が就任するまで、なお役員とし ての権利義務を有する。

3 略

第28条

$1 \sim 3$ 略

4 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(資産の種類)

第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、第2章で定めた学会の目的を達成するための事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産であり、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

$2\sim3$ 略

細則案

現行案	修正案
(欠員) 第23条 定款第26条第1項に規定する <u>欠員の補充</u> は、理事又は監事の在任 者が、定款第21条において <u>理事会が</u> 定めた定数を下回った場合に行う。	(欠員) 第23条 定款第26条第1項に規定する役員の欠員の補欠の選任は、理事 又は監事の在任者が、定款第21条 において定めた定数を下回った場合に行う。
第24条 理事会は、社員総会に <u>欠員補</u> <u>充役員候補者</u> につき議案を提出する 際には、第22条に基づき実施された 役員候補者選挙の結果 <u>等</u> を勘案する ものとする。 2 <u>補充の</u> 理事又は監事の任期は、前 任者の任期の終了時までとする。	第24条 理事会は、社員総会に <u>補欠の</u> 役員候補者につき議案を提出する際 には、第22条に基づき実施された役 員候補者選挙の結果等を勘案するも のとする。 2 <u>補欠として選任された</u> 理事又は監 事の任期は、前任者の任期の終了時 までとする。

以上